

ローン規定

第1条（元利金返済額等の自動支払）

1. 借主は、元利金の返済のため、各返済日（返済日が銀行の休日のは、その翌営業日、以下同じ。）までに毎回の元利金返済額（半年ごと増額返済併用の場合は、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
2. 銀行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、銀行はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延することになります。
3. 毎回の元利金返済相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、銀行は元利金返済額と損害金の合計をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

第2条（繰り上げ返済）

1. 借主が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済をする場合には、繰り上げ返済日の3営業日前までに銀行に通知するものとします。
2. 繰り上げ返済を行う場合に未払利息があるときは、繰り上げ返済日に、その日までの未払利息ならびに半年ごとの増額返済部分の未払利息の全部を支払うものとします。
3. 借主が繰り上げ返済をする場合には、銀行店頭に示された所定の手数料を支払うものとします。
4. 一部繰り上げ返済をする場合は、前3項によるほか、下記条件において、繰り上げ返済後の返済方法を設定するものとします。
 - ①当初契約の融資期間を延長しないものとします。
 - ②据置期間を設けないものとします。
 - ③半年賦償還額を増額しないものとします。
 - ④借入利率等の他の借入要項記載条件については変わらないものとします。

第3条（期限前の全額返済義務）

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - (1) 借主が返済を遅延し、銀行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき。
 - (2) 借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって銀行に借主の所在が不明となったとき。
 - (3) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始の申立があったことを銀行が知ったとき。
 - (4) 預金その他銀行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - (5) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたことを銀行が知ったとき。
2. 次の各場合には、借主は、銀行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - (1) 借主が銀行取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - (2) 借主が7条の規定に違反したとき。
 - (3) 銀行との取引約定に一つでも違反したとき。
 - (4) 銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - (5) 借主が振り出した、または引き受けた手形の不渡りと借主が発生記録した電子記録債権の支払不能とが、6か月以内に生じたとき。
 - (6) 担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき。
 - (7) 前各号のほか、借主の信用状態に著しい変化が生じるなど元利金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。

第4条（銀行からの相殺）

1. 銀行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または前条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と借主の銀行に対する預金等の債権とをその債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。
2. 前項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の債権の利率については、銀行の預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率により1年を365日とし、日割で計算します。

第5条（借主からの相殺）

1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の銀行に対する預金等の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。
2. 前項によって相殺する場合、相殺できる金額、相殺に伴う手数料等については第2条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の3営業日前までに銀行へ書面により通知するものとし、預金等の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに銀行に提出するものとします。
3. 第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによります。

第6条（債務の返済等にあてる順序）

1. 銀行から相殺する場合に、この契約による債務のほかに銀行取引上の他の債務があるときは、銀行は債権保全上等の事由より、どの債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務の他に銀行取引上の他の債務があるときは、借主はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。

なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるか指定しなかったときは、銀行が指定することができ、借主はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べ、担保保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項のなお書または第3項によって銀行が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第7条（代わり証書等の差入れ）

- 事変、災害等銀行の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は、銀行の請求によって代わり証書等を差し入れるものとします。

第8条（印鑑照合）

銀行が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押捺の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、銀行は責任を負わないものとします。

第9条（費用の負担）

この契約に基づく取引に関し、権利の行使もしくは保全に要した費用は借主が負担するものとします。

第10条（届出事項）

1. 氏名、住所、印鑑、電話番号その他銀行に届け出た事項に変更があったときは、直ちに銀行に書面で届出るものとします。
2. 借主が前項の届出を怠ったため、銀行が借主から最後の届出のあった氏名、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到着しなかつたときでも通常到着すべき時に到着したものとします。

第11条（報告および調査）

1. 借主は、銀行が債権保全上必要と認めて請求した場合には、借主および保証委託契約に対する保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 借主は、担保の状況、または借主もしくは保証委託契約に対する保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、銀行に報告するものとします。

第12条（債権譲渡）

1. 銀行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託を含む）することができるものとします。
2. 前項により債権が譲渡された場合、銀行は譲渡した債権に關し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含む）の代理人になるものとします。借主は銀行に対して、従来どおり借入要項に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、銀行はこれを譲受人に交付するものとします。

第13条（団体信用生命保険）

借主は、この契約による債務について、団体信用生命保険の加入が認められている場合で、借主が加入を選択しかつ保険会社に加入を認められたときは、次の各号を承認します。

- ①借主は銀行を保険契約者並びに保険金受取人とし、銀行の指定する生命保険会社を保険者とする団体信用生命保険契約に被保険者として加入します。なお、保険料は銀行の負担とします。
 - ②保険金額はこの契約による債務の金額を基準とし、その算定は銀行所定の算出方法によるものとします。
 - ③第1号の保険契約に基づき、借主は生命保険会社に対する告知事項についてはすべて事実を記載します。
 - ④この契約による債務が存続する間に、団体信用生命保険契約に定める保険事故が発生したときは、借主または借主の親族は遅滞なく銀行に通知の上その指示に従います。
 - ⑤前号により銀行が保険者から保険金を受領したときは、銀行は債務の期日の前後並びに法定の順序にかかわらずこの契約による債務に充当することができます。
- ただし、借主が団体信用生命保険加入後2年を経過するまではこの約定による債務が存続するものとし、本債務への充当、担保解除および約定書返却等は銀行の定めによるものとします。
- ⑥前号により受領した保険金によって補填されない残債務があるときは、銀行の請求により直ちに弁済します。
 - ⑦第5号但し書きの留保期間内に、万一借主の告知義務違反等により保険者から銀行が保険金の返還を請求されたときは、返還すべき金額に相当する債務を直ちに弁済します。告知義務違反その他団体信用生命保険約款の定めにより銀行が保険金を受領できないときは、当然借主のこの契約による債務は残存するものとします。

第14条（合意管轄）

借主および連帯保証人は、この契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要を生じた場合には銀行本店またはこの取引の属する支店を管轄する裁判所を管轄裁判所と定めます。

第15条（個人信用情報機関への登録と利用）

1. 借主はこの契約に基づく借入金額、借入日、最終返済日等の借入内容にかかる客観的事実について、借入契約期間中およびこの契約による債務を全額返済した日から5年を超えない期間、銀行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員が自己の取引上の判断のために利用することに同意します。
2. 借主は、次の各号の事実が発生したときは、その事実について、各号に定める期間、前項と同様に登録され、利用されることに同意します。
 - ①この契約による債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、遅延した日から5年間を超えない期間。
 - ②この契約による債務について保証提携先、保険者など第三者から銀行が支払いを受け、または相殺、もしくは担保権実行などの強制回収手続により銀行が回収したときは、その事実発生日から5年を超えない期間。

第16条（成年後見人等の届出）

1. 借主またはその代理人は、借主について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行へ届けるものとします。借主または連帯保証人の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始された場合も、同様に銀行に届けるものとします。
2. 借主またはその代理人は、借主について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって銀行へ届けるものとします。
3. 借主またはその代理人は、借主について、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に届けるものとします。
4. 借主またはその代理人は、前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届けるものとします。
5. 前4項の届出の前に生じた損害については、銀行は責任を負いません。

第17条（反社会的勢力の排除）

1. 借主および連帯保証人は、借主、連帯保証人および担保提供者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していることが認められる関係を有すること。
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ④暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑤役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 借主および連帯保証人は、借主、連帯保証人および担保提供者が、自らまたは第三者を利用して、次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 借主、連帯保証人および担保提供者が、前第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または前第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、銀行からの請求によって、借主は、あらかじめ求償債務を負い、この契約による債務のほか銀行に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額を弁済するものとします。
4. 前項の場合において、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が銀行からの請求を受領しないなど借主の責めに帰すべき事由により、銀行からの請求が延着または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に期限の利益が失われたものとします。
5. 第3項の規定により、借主、連帯保証人および担保提供者に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主、連帯保証人および担保提供者がその責任を負います。
6. 第3項の規定により債務の弁済がなされたときには、本約定は失効するものとします。

第18条（規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表、その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更是、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

お知らせ

規定第3条により借主にこの債務の全額返済義務が生じた場合には、銀行はこの債務の保証提携先に対してこの債権全額を請求することになります。この場合、借主は保証提携先にこの債務全額を返済することになります。

(2020.4.1現在)